

平成20年2月4日(月)

於・全国町村会館「ホールB」

水産政策審議会

第35回資源管理分科会議事録

水産政策審議会・第35回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成20年2月4日 午後1時00分

閉会 平成20年2月4日 午後2時47分

2. 出席した委員の氏名

委員	奥野 恒太郎	櫻本 和美	須能 邦雄	寺本 紀久
	宮原 邦之	森川 良子	安元 杏	

特別委員	市山 亮悦	今村 博展	小川 栄	熊谷 拓治
	嶋野 勝路	島貫 文好	中田 邦彦	能登 博之
	濱田 健二	保田 綱男	山田 邦雄	吉田 證平
	米田 清	來田 仁成	婁 小波	

3. 水産庁側出席者

中前次長	山下資源管理部長	重増殖推進部長
石川企画課長	木實谷管理課長	内海資源管理推進室長
堀尾遊漁・海面利用室長	小田巻漁場資源課長	

4. 議 事

別紙のとおり

目 次

1.開 会	1
1.議 事	
(諮問事項)	
諮問第135号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正 する省令案について	1
諮問第136号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の 規定に基づく基本計画の検討等について	4
(報告事項)	
遊漁船業の適正化に関する法律の見直しについて	14
T A Cに関する状況等の報告について	18
(その他)	33
1.閉 会	34

開 会

木實谷管理課長 定刻でございますので、ただいまから、第35回資源管理分科会を開催いたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員8名中7名の方が御出席されており定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。出席者名簿、座席表、次に議事次第がございます。その後に資料一覧がございまして、資料1、資料2、資料3、それから、枝番のついた資料3-1、3-2、3-3とございまして、その次に参考資料「資源評価結果について」というのがございます。そして資料4、資料5とございます。

資料は以上でございますけれども、もし不足があれば事務局の方にお申しおきいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、分科会長よろしくお願い申し上げます。

議 事

(諮問事項)

諮問第135号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する
省令案について

櫻本分科会長 本日はどうもお忙しい中を、また足元のお悪い中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

早速ですが、議事に入りたいと思っております。

それでは、諮問第135号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令案について」説明をお願いします。

石川企画課長 企画課長でございますが、諮問第135号について御説明させていただきます

ます。資料の方は、「資料2」と書いてあります資料をごらんいただきたいと思います。

資料2の、大臣から会長あての諮問第135号でございます。「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について」ということで、諮問文をまず読み上げさせていただきます。

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第5項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

1枚この諮問文をめぐっていただきまして、次の2ページ目にこれの解説文を書いてございますので、御参照いただきたいと思います。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令でございますが、改正の背景としては、昨年成立した漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律、これを施行するために今回定めたいというものでございます。

昨年の法律改正の中身が、1の（1）の から に書いてございます。

については、22年4月1日から施行される関係でございますが、今回の省令に関しては 及び 、試験研究又は新技術の企業化のための指定漁業の許可等の特例、漁業調整に関する罰則の強化。

これにつきまして、さきの資源分科会でも御説明しましたが、政令により、施行日については、平成20年4月1日と決められております。

これにあわせて省令を改正する必要があるものについて（2）のところに書いてございます。 の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、 の漁業手数料規則、 の瀬戸内海漁業調整規則、 の承認漁業等の取締りに関する省令、 の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則、この5本の省令について改正を行いたいというものでございます。

改正概要を2のところに書いてございますが、まず指定漁業の許可及び取締り等に関する省令でございます。

1つとしては罰則強化関係の改正でございまして、省令において禁止又は許可制とした特定の漁業について、これらに違反して漁業を営んだ者に対する罰則の上限を引き上げるため、規定の整備を行うことでございます。

それから、試験研究又は新技術の企業化のための指定漁業の許可等の特例関係の改正で

ございますが、これについては、指定漁業の許可の申請の際に、試験研究又は新技術の企業化を行おうとする船舶について、実績者に次ぐ第2順位の扱いとするための認定という手続を規定する。これについては法律の方で許可の特例が定められたものでございますので、手続を規定するというものでございます。

また、改正法に規定されている試験研究又は新技術の企業化を行った者が実績者と同様に取り扱われるかどうかの基準であるところの、「同程度の漁業生産の基準」を定めることにしてございます。

として、外国周辺の海域における船舶の立入禁止規定に係る別表の改正ということで、次の2ページ目の最初のところに書いてございますが、「漁業に関する日本国政府とセネガル共和国との間の協定」の前文に規定するセネガル共和国に接続する200海里水域を立入禁止区域について、当該協定以外の枠組みに基づく許可を有する我が国の漁業者についても立ち入ることができるような手当をすることとなっております。

また、の別表の改正として、操業区域の制限や禁止を定める別表中、地名の変更されたもの等について、所要の手当を行うことにしてございます。

(2)の漁業手数料規則については、試験研究又は新技術の企業化の認定の申請等に関する手数料について、定めてございます。

(3)の瀬戸内海漁業取締規則については、この指定省令と同じように、罰則強化関係の改正を行うものでございます。また、今回罰則関係で規定を整備する条項について、期間及び海域について告示において規定していたものについて、省令において規定することとしたいと考えております。

それから、承認漁業等の取締りに関する省令でございますが、まず罰則強化関係の改正としては、指定省令と同じ趣旨でございます。また、これに関連して、漁業法の改正法文に合わせる等の法制的整理を行いまして、省令中の「承認」という用語を「許可」に置き換えて、「承認漁業」という名称についても「特定大臣許可漁業」と変更することとしたいと考えております。

の動力漁船の定義の変更に伴う経過措置でございますが、これは法律の方で動力漁船の定義が変更されたことに伴うものでございますが、施行の際現に日本船舶以外の動力漁船を用いて承認漁業又は届出漁業に該当する漁業を営んでいる者が引き続き行う当該漁業について、21年3月31日までは許可及び届出の義務の規定を適用しない。猶予期間を置くものでございます。

(5)として海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則については、法改正に伴う条項の追加について所要の手当を講じております。

これらについては、施行期日は、本年の4月1日ということで、改正法の施行日に合わせたいと考えております。

以上でございます。よろしく願います。

櫻本分科会長 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、諮問第135号につきましては、原案どおりでよろしいでしょうか。

また、省令の条文について、技術的修正がある場合は、会長の私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第136号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定
に基づく基本計画の検討等について

櫻本分科会長 次に、諮問第136号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」説明願います。

木實谷管理課長 管理課長の木實谷でございます。諮問第136号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」の説明をいたします。

お手元の資料3が今回の諮問内容でございます。まず諮問文を朗読させていただきます。

19水管第2350号

平成20年2月4日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 若林 正俊

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画
の検討等について（諮問第136号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の

規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成19年11月12日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

本諮問では、本年の4月から管理期間が始まります、平成20年のすけとうだらTACの設定について御審議いただくものでございます。

まず資料の3-1をごらんいただきたいと思います。すけとうだらにつきましては、前回の分科会におきまして、資源は全体的に低位・減少傾向、中でも日本海北部系群については、資源評価が昨年よりさらに厳しいものになっていることから、19年漁期の漁獲状況を見た上で、4月からのTAC管理期間開始前に、全体の数量を設定することにさせていただきます。知事分のうち数量配分のある北海道を除く、若干配分相当量に該当する3,000トンのみを前回の分科会で設定させていただいたところでございます。

今回は、残りのすけとうだらTACの設定を行うということでございまして、具体的には20年TACの全体数量として22.5万トン、この矢印で書かれている部分です。そして大臣管理分が13.6万トン、それから、裏面に参りまして、北海道知事管理分として8.6万トンの設定に関して諮問させていただくものでございます。

次に資料の3-2をごらんいただきたいと思います。すけとうだらのTACは、ここにあります4つの系群に分かれて設定しているわけでございます。まず日本海北部系群でございますが、資源状態は低位・減少傾向でございます。なお、資源の詳しい状況については、前回の分科会で漁場資源課長より詳細な説明をしましたので今回は省略させていただきますと思いますが、参考資料として前回の配布資料を再度お配りしておりますので、適宜御参照いただきたいと思っております。

日本海北部系群でございますが、資源は低位・減少ということで、ABCについては平成20年の数値で、4,000トンになっております。そして今漁期、これまでの漁獲状況でございますが、前年漁期を下回っている状況でございます。

次に、T A Cの設定の考え方でございますが、この資料の上段の方に、中期的管理方針として、これは基本計画に書かれているものを抜粋しているわけですが、ここにおきまして、日本海北部系群については、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている本系群については、資源回復計画に基づき資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行うものとする、とされているところでございます。

そして、昨年3月に、すけとうだら日本海北部系群の資源回復計画が策定されておりますが、それに基づく措置として、20年からさらに強化するということで、先週金曜に札幌で関係漁業者の協議会が開催されまして、近年では比較的豊度の高い年級群と言われている、2006年生まれを中心とする小型魚保護を目的とする措置等について、基本的に了解されたところでございます。

具体的なT A Cの設定についてでございますが、資料の備考欄にありますとおり、資源が低位で減少傾向にある一方で、漁業経営におけるすけとうだらへの依存度が高いことを踏まえつつ、かつ資源回復計画での取り組みをさらに強化することを踏まえて、近年のT A Cの削減水準を継続して、前年T A Cから約25%削減し、2万トンとしているところでございます。

そして、その内訳については資料3 - 3の図にございます。中央に日本海海域がございまして、全体のT A C数量が2万トンとして、そのうち大臣管理分が1万1,000トン、北海道知事管理分が8,000トン、その他知事への若干配分については、前回の分科会のおきから変更なく、1,000トンとしております。

なお、これまで同様に、北海道知事管理分の一部、これは具体的には1,000トンでございますが、漁場形成の変動に対応できるように北海道の方で留保して、北海道知事管理分の適切な管理を図っていくことにしたいと考えております。

それから、資料3 - 2に戻りますが、次のオホーツク海南部系群でございます。この系群については、ロシア水域とまたがって分布しているということで、資源評価にも限界があるわけですが、資源は低位・減少傾向と考えられておきまして、A B Cについても1万トンとされております。

この海域では、沖合底びき網漁業による操業となっておりますが、今漁期の漁獲状況を見ますと、前年漁期を上回っている状況にございます。そしてT A C設定の考え方でございますが、資料の中の中期的管理方針の下段の部分でございますが、次の根室海峡系群と

ともに、ロシアの水域と我が国の水域にまたがって分布して、ロシア漁船によっても採捕が行われていて、我が国のみの管理では限界があるということで、ロシアと協調して管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとされているところでございます。

前回の分科会でも御説明しましたが、外国水域とのまたがり資源のTACについては、我が国水域の漁獲量の全体における比率が不明であるということ。それから、オホーツク海南部系群、次の根室海峡系群については、近年の最大漁獲量をTACとすることにより、近年経験した高水準の来遊にも対応できるようにするというところで、過去7年の最大漁獲量をTACとして設定することにいたしております。

このために、備考欄にもございますが、平成20年のTACについては、過去7年で最大となりました平成13年の2万3,722トンに基づいて考えまして、平成20年は2万4,000トンとしたいと考えております。これは大臣管理分へ配分されることとなります。

それから、次の根室海峡系群でございますが、これもロシア水域とまたがって分布しているということで、これも資源評価には限界があるわけですが、資源低位・減少傾向、そしてABCについては5,000トンとなっているところでございます。

この海域では、沿岸漁業による操業が行われておりますが、今漁期の漁獲状況については、前年漁期を上回っている状況でございます。TACの設定については、備考欄にございますが、ただいまのオホーツク海南部系群と同様の考え方から、過去7年の最高値でありました平成16年の9,748トンに基づいて、平成20年については1万トンとして、これは北海道知事管理分へ配分されることとなります。

なお、根室海峡系群、オホーツク海南部系群については、外国水域とのまたがり資源でございますが、我が国のみでの管理は難しいということで、最大の来遊状況にも対応できるという考え方により措置しているものでございますので、今後想定を上回る来遊となった場合には、期中改定を行うものと考えているところでございます。

それから、最後の太平洋系群でございます。資源は低位・減少傾向にあるということで、ABCについては平成20年、10.6万トンとなっております。TAC設定の考え方でございますが、上の中期的管理方針において、日本海北部系群と同様に、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状況にあるとは認められないことから、資源の回復を基本方向としつつも、回復のための措置が関係漁業者の経営に大きな影響を与える場合には資源水準を維持する等回復のスピードに十分配慮して管理を行うものとする、とされているところでござ

います。

平成19年漁期においては、噴火湾周辺海域で12月から、すけとうだらの好水準の来遊が見られまして、これによって漁獲量が急増しまして、北海道知事管理分については、ことし1月上旬に初めて一部漁業において操業停止が行われたところございまして、現地では加工業等の川下の利用者を含めまして、種々の影響が生じたところでございます。

このため、20年漁期のT A C設定に当たっては、早期の資源回復のために、T A C数量を可能な限り抑えることが望ましいところではございますが、漁業経営への影響を踏まえつつ、今後の適切な管理に資するため、北海道において新たに漁獲の平準化のためのT A C枠の管理計画を策定することにいたしまして、これらを考慮して、平成20年についてはT A C 17万1,000トンとしているわけでございます。

この内訳については、次の資料3 - 3をごらんいただきたいと思っております。右下の太平洋海域の欄にございますように、T A Cの総量が17万1,000トン、このうち大臣管理分が10万1,000トン、北海道知事管理分が6万8,000トン、その他知事への若干配分については、前回の分科会から変更なく、2,000トンとしているところでございます。

いずれにしても、今後とも資源の動向を見据えつつ、可能な限り早期の資源の回復に努めていくことにしたいと考えております。

諮問第136号に係る説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

櫻本分科会長 資源水準が大変低い資源へのT A Cの設定ということで、いろいろ難しい問題があると思っておりますが、ただいまの説明に対しまして御意見、御質問をお願いいたします。須能委員お願いします。

須能委員 ただいまの説明を聞きまして、T A C設定に大変御苦労されたなという感じがいたします。ただし、幾つか今後のためにお話ししたいと思っておりますのは、研究者の方々のこの資源推定と、実際に漁場で魚をとっている船頭さんたちの認識度に、乖離があるんじゃないか。あるいは、私は市場ですけれども、市場で買っている買受人の人たちの過去からの幾つかの感覚的なものがあります。そういうもので言いますと、もっと腹を割った関係者間の議論が見える形にしていきたい。なぜならば、今回の中国のギョーザ問題から、日本の自給率ということに対して大きな関心事で、私はフォローの風が吹くと思うんです。そのときに、このA B CとT A Cとの関係において、国民の納得いくような理論武装もしないといけない。そのためには適切に休むことが認められる私は方向に行くだろ

うと思うんです。

例えば小型魚の漁獲を回避することに関して、私のアイデアとしては、対象魚はプール操業にして、そこにとる努力を下げるようにするとか、あるいは平準化するためには、各船のノルマをその時期の間やる。そのときに買い人と協議して、1日の水揚げをどの程度にすべきかということにして、上手に与えられたTACの消化の仕方についても知恵の出し方があると思うんです。

そういう意味で研究者の方、漁業を経営する、あるいは漁労の船の方、それから陸上でそれを利用している人。漁業管理なのか、水産業管理なのかということで、私から言えば、漁獲物は漁師はとりますけれども、それを加工・流通するという末端まで含めて依存していますので、みんなの対象物なんですね。そういう趣旨でこの漁業管理に関してみんなが関心を持ち、適切な状況を言っていただいて。だれを責めるんじゃなくて、最小の矛盾にするようにみんなの意見、知恵を出すことが必要じゃないか。

そのためには、ちょっと大変でしょうけど、各地でのこういうような決定前の意見交換の場をぜひ設定していただき、国の説明だけではなくて、我々委員が責任を持って一般の人にも説明できる、それが大きな骨太の理論武装といいますか、それが大きな力になるんじゃないかと思しますので、ぜひ今後の仕事においてお役立ていただければと思います。

以上です。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

今後検討していかなければいけないかなり重要なポイントを具体的に御質問いただきましたけれども、これにつきましては。

木實谷管理課長 まず研究者の資源評価と現場の漁業者の方の認識に乖離があるのではないか、そういうものを回避するために現場での意見交換を活発にやっていくべきではないかというお話でございました。まさにごもっともだと思います。ただ、これまでも資源の評価なり、あるいはTACの設定におきましては、現場での意見交換はかなりやってきたつもりですし、従来に比べれば各段に最近は多くなっているのではないかと考えております。いずれにしても、今後この話は各方面から指摘を受けていますので、後ほど報告事項でもお話しするつもりですが、水産庁の内部でもまたよく検討してまいりたいと思います。

それから、小型魚の回避とか漁獲の平準化のお話でございます。すけとうだらについて申しますと、小型魚を回避するためには、沿岸と沖合の資源管理協定が1つございまして、

小型魚の漁獲が多いときには沖合底びき網の漁場を移動する等の取り組みがございます。それからもう一つは、北部日本海系群については資源回復計画をやっておりまして、これは先週の金曜日にも会合があったわけですが、その中でも小型魚の漁獲を回避するためのやり方をさらに強化していくということで、了解されたような状況でございます。

それから、本年19年漁期に、太平洋の南部において北海道管理分のTAC枠が1月初旬ぐらいでほとんど終わってしまう状況がございました。これを踏まえて20年の漁期においては、北海道の方で漁獲をこういう漁期中になくならないように漁獲を平準化していくことで、新たな取り組みをするよう我々も指導しておりますし、現地の方もそういった形でやっていくということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

櫻本分科会長 須能委員、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

市山委員お願いします。

市山特別委員 すけとうだらのTACの問題では、昨年、私は北海道なんですけれども、北海道の沿岸でいろいろ世間をお騒がせしたこともあって、周囲から見ると漁業者と研究者、そして役所とTACを決めるときに、いろいろギャップがあるのではないかと。先ほどの質問者は市場関係者なので、消費者に魚を届ける立場で話をすると、そのギャップはなくすべきだという私は受け取り方で。第一線で私は漁師をしていますから。

このTACを決めるときには、こんなことを言えば手前みそなんですけれども、漁業者というのは正直言って、海へ行って魚をとるときに、お金を払って来るといった人はいないです。言葉悪く言うと、幾らでも欲しいというのが漁師の本音なんです。ですけれども、それをそのままやると資源が枯渇するということで、このTAC制、漁獲可能量を設定して、ギャップは当然あるべきであって、ないというのはおかしいんですけれども。しかし漁業者の腹の中には、1年1年下がっていく漁獲を見ながら、それは資源を守りながら漁業者もそれぞれ努力はしています。小型魚をとらないようにしましょうとか、産卵時期のみずこになったらもう商売はやめようという努力はしていますけれども、減ってきていることは確かなんです。減っているということは、資源量が減っているということなので。

TACというのは、オール資源の中で与えられた漁獲枠ですから、これをとっていると資源を維持する、末長く維持して操業ができるということを思えば、ギャップはないとは言えないけれども、しかし研究者の方も何年も継続して研究して下さるし、私たち漁業者も無理は言いますが、しかし孫子の代までこの漁業を続けていくとすれば、これを堅持

しながらやっていく。そして国民に安心・安全の魚を提供するというメカニズムは、そんなに大きいギャップがあるわけではないので、ぜひひとつ水産庁の方々も。浜は少し行くと必ず無理を言いますから。無理を言うけれども、やはり歯止めもありながらやるのが。私たちだけの資源でなく国全体の資源ですから、そのことをこのごろ認識してきていますので、そのように浜の理解もさせていくということになっておりますので、御理解していただきたいと思います。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

T A Cの設定にかなり漁業者と研究者の間でギャップがあるということですが、資源を守っていかうという気持ちはみんな同じだということで、それを考慮して、より適切なT A Cの設定に対するお願いというような理解をいたしますが、いかがでしょうか。

木實谷管理課長 これについては、先ほども研究者の理解と漁業者の理解のギャップというお話がございました。これも前々から我々としても、いろいろ漁業者の協議会を現地でやる、あるいは今のA B C算定の過程で現地での説明会、あるいは中央での説明会等も実施するというので、徐々にそういったギャップを少なくするための努力はやってきているところでございます。そして、今も言われましたけど、最終的にギャップをゼロにするというのはなかなか難しいというところもございますが、可能な限り理解を深めるということで、今後も漁業者との協議はできるだけきめ細かにやるように配慮していきたいと思えます。

櫻本分科会長 市山委員よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。きょうはちょっと時間があるようなので、何でも結構です。

島貫委員お願いします。

島貫特別委員 すけとうのT A Cについては、この文章の中で、漁業経営におけるすけとうだらへの依存度が高いことを踏まえつつということで、漁業のとる方のことを踏まえて、第一義に考えて文案を練っていますけれども、今すけそうを利用して、かまぼこ、練り製品をつくっている業者、加工場が日本全国にたくさんありますけれども、御存じのように存亡の危機にさらされている事実でございます。

この全体の文面、考え方は大いに賛成で、反対する理由は一つもございません。むしろ御苦労が多かったなと思われるのは、またがり資源についての考え方、ここに多少の枠の裁量型を持たせてぜひお願いしたいのは、やはりとる人たちだけのことではなく、それを

利用する練り製品業界の存亡の危機の状況を踏まえながらも、またがり資源に対する考え方について、もう少し日本政府として強い姿勢で、あるいは資源保護ということについてはよくわかりますけれども、この辺について多少強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。練り製品業界は、とにかく今原料確保ということで、恐らく長い人で6カ月間の在庫、短い人で3カ月間の在庫しかないということで、今大パニックに陥っているという事実をお伝えしておきたいと思います。

以上でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

またがり資源のTACの設定についての御意見でございます。

木實谷管理課長 またがり資源については、先ほど来御説明しておりますが、この中期的管理方針にも記載されているところでございますが、我が国のみではなかなか資源の管理には限界があるということでございます。もちろん将来的には、相手国との共同管理が望ましいんでしょうけれども、当面そういう方向にはまだなっていないということでございますので、我が国の漁業者、さらには加工業者への影響を生じさせないということで、来遊量の変動に配慮しながらTACの設定を行っていくということでやっていきたいと考えております。

それから、加工業者さんへの配慮のお話でございます。今回19年のすけとうだら、太平洋のTACについては、1月上旬ぐらいでほとんど終わってしまったということで、そのすけとうだらを利用されている加工業者さんへの影響もかなりあったのではないかと考えるところでございます。こうしたことに来年はならないように、北海道の方で漁獲の平準化のための管理計画を策定していただくということでございますので、その辺また御意見等ございましたらいただきたいと思っております。

櫻本分科会長 島貫委員よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございますか。

山田特別委員 TACの考え方については、漁業者も大体考え方の趣旨は定着してきたかと思っておりますけれども、そんな中でちょっと差し障りが業界の人にあるかもしれませんが、同じTAC魚種で、前も説明を聞いてそれは理屈としてはわかるんですが、同じTAC魚種でありながら、罰則規定が適用になっていない魚種と適用になった魚種があるわけです。

例えば昨年あたり、悪いですけどまき網あたりは罰則がないから、とって期中改正する

のに、T A Cを設定してオーバーしてから期中改正という問題が出ました。本来的には罰則がないからですね。でも趣旨からいくと、やはりT A Cがオーバーしてから期中改正ではなくて、それはコントロールした中で、こうなったから期中改正してくれというのが私は筋だと思っんです。罰則がなければ、みんなこうなります。沿岸のすけとうだらだって、罰則がなければ、先どりしてなくなったから何とかしてくれという話になります。罰則がなくても、ここに全さんまの保田さんがいますけど、去年12月の漁期終了間際になってから、ああいうT A Cの出し方をする。

それは、それぞれあるからいいと思っんですけれども、ただ問題はそういう中で、これはそういうことがないと言うかもしれませんが、やはりT A Cの設定だとか、漁業調整だとか、こういう問題について政治家みたいなのが 政治家みたいという言葉は失礼ですが、政治屋さんが入ってくると非常に問題が複雑になる。例えば燃油高騰のお金をどうしてくれとか、基本的な問題で政治家を使うというのは、我々漁業者が立ち入るところではないですから、当然政治の世界ですから、願ひするのは当然だと思っんですけれども、T A Cの出し方だとか、設定だとか、漁業調整だとか、そういうものに政治家が絡んでくることだけは断固として拒否してもらいたい。でなければ、いろいろな問題、矛盾、不満が出てくる要素になるだろうと思っんです。そんなことはないと思っんですけれども、十分考慮していただきたいと思っんです。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

かなり難しい問題を御指摘いただきましたが、いかがですか。

木實谷管理課長 まずT A Cが、現在強制規定が適用されている魚種とされていない魚種がございます。強制規定が適用されているのは、すけとうだとさんまです。その他5魚種については、現在強制規定は適用されていないので、いわばガイドライン的な運用がされているということでございます。

この違いについては、平成8年に現在の資源管理法ができて、平成9年からT A Cを設定しているわけですが、当初、まだ現在の日韓、日中漁業協定ができていない状況にございまして、我が国のみ強制規定を適用するのは難しいということで、全魚種強制規定の対象から外していたわけですが、これが平成11年に現在の日韓協定ができました。その中で日本海、東シナ海に暫定水域が設定されて、そこに回遊する資源については、引き続き我が国のみでの管理は難しいということで、強制規定の適用は難しいだろうということで見送られたわけですが、

そうした一方で、すけとうだらとさんまについては、そういった海域にかかるものではないということで、強制規定が適用されるということで現在に至っているわけでございます。ただ、現在魚種ごとに強制規定を適用する、適用しないというのが決まっておりますので、系群ごとに見れば、あるいは必ずしもどうなのかなど。あるいはまたがり資源の話もございましたが、そういった部分もございます。そういったものについては、扱いについて今後検討していく必要はあるだろうと認識しているところでございます。

それから、T A Cの設定については、我々資源の評価をもとにして漁業者との協議を繰り返して設定してきているところでございます。しかしながら、本年19年のすけとうだらの太平洋系群については、予想以上に噴火湾周辺にすけとうだらの来遊があったということで、T A Cの消化が急激に進んでしまったわけでございます。

そうした中で、19年についても、期中改定等はできないかという漁業者の要望もございましたが、改めて資源研究者等の意見を聴取しましたところ、今年については漁場形成の関係で漁獲が好調だけれども、資源状況については引き続き低位・減少ということに変わりはないということでございましたので、漁業者の理解をいただきながら、19年の期中改定は見送ったわけでございます。そうした反省を踏まえて、20年については、北海道の方で漁獲の平準化のための計画をつくってもらう。漁期の最後までT A Cがなくなってしまうことのないように運用していくということでございます。そういったことでございますので、御理解いただきたいと思います。

櫻本分科会長 山田委員、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

ないようでしたら、それでは、諮問第136号につきましては、原案どおりということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、そのように決定いたします。

(報告事項)

遊漁船業の適正化に関する法律の見直しについて

櫻本分科会長 次に、報告事項に入ります。「遊漁船業の適正化に関する法律の見直しについて」報告をお願いします。

堀尾遊漁・海面利用室長 遊漁・海面利用室長の堀尾と言います。本分科会では初めての出席になります。よろしくお願いいたします。

それでは、資料4をお願いします。遊漁船業の適正化に関する法律の見直しについて、報告事項でございまして、要点が2つございます。1つは、この遊漁船業法見直しについて、水産庁内に遊漁船の関係者による検討会を設置しまして検討を開始していくということと、もう1つは、この検討会で検討がまとまりましたら、遊漁も同じ水産資源を利用する立場から、関係の深いこの分科会の方に協議事項として将来御相談したいということでございます。

それでは、資料4の1の法の経緯からでございますが、63年7月に、海上自衛隊潜水艦「なだしお」と遊漁船「第1富士丸」が衝突事故により釣り客等が30名亡くなりまして、相当センセーショナルな事件ということで、議員立法によりこの法律ができて、平成元年の10月に施行されております。

その後、事件が減らないということもありまして、水産基本政策大綱などでは、「遊漁船業に対する規制の強化」を盛り込みましたし、13年3月には、同じく遊漁船の関係者により、制度のあり方についての検討が行われました。

(4)でございますが、改正法ができて、所要の手續によって、15年4月1日から施行されております。

2に移りまして、法の概要でございますが、法は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護、漁場の安定的な利用の確保ということで、初代の法律が、優良な遊漁船を振興しようという振興法でございましたが、それを(1)でございますが、事業参入規制ということで、都道府県知事の届出から義務的な登録制に変えたことが大きくて、1行目に書いてございますが、悪質な事業者に対し事業参入を認めないという規制法に大きく衣をかえました。登録期間を5年設ける、それから標識表示の義務付け、名義使用の禁止等も盛り込まれています。

(2)に、利用者の安全の確保ということで、業務規程作成の義務付け、(3)に利用者の利益の保護ということで、遊漁船業務主任者を選任して船に乗せるということ。

(4)に損害賠償の備えということで、自動車の保険と同じように、1人当たりの利用客に対して3,000万円の損害補償を備えなさいという義務付け。それから、漁場における水産動植物の採捕の規制の内容等を利用客に周知させる義務付け等を行ってございます。

3に移りまして、法の見直しでございますが、附則第5条に、「政府は、この法律の施

行後5年を経過した場合において、新法第2章　これは遊漁船業なんです　の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ということで、当時の状況は、規制改革ということでしたので、閣議決定によって規制を新たに設ける法律には、一定期間後に廃止を含めて見直しを下さいという規定を設けることになっておりまして、その規定が附則に入りましたということでございます。

それで、4でございますが、法律の施行状況の検討ということで、平成20年4月1日に改正法の施行から5年を経過するので、施行状況の検討を開始し、必要な措置を検討することでございます。

次のページをお願いいたします。法のあらましでございますが、一番コアなところは登録制度でございます、3条に入りまして、悪質な事業者の参入を認めない。それから、登録の有効期間は5年。それから、登録の拒否の6条。悪質な事業者ということは、法に違反する者を拒否する、あるいは損害賠償の備えなくして業務を営むような者は、できないような拒否条項がございます。それから、知事が業務改善命令をかけられる18条、このあたりが重要な条文になります。

それ以外の、利用者の安全、利益の保護を図るようなものはそれぞれの条文に入っておりますが、損害賠償の備えの義務付けは6条に入っております。それから、業務規程の義務付けが11条。以下、所要の条文が入っております。

次のページをお願いします。

施行の状況の概要を御説明しますと、15年4月に改正法ができましたが、翌年の2月には1万5,000人強の方が登録されて、船は1万8,000隻程度。それから、4年間の実績を積んで、19年3月では登録業者が1万8,000人強、遊漁船の隻数は2万1,000隻余りになって微増の傾向をたどっております。

もう1つの指標として、海難船舶隻数の推移でございますが、表を見ていただくと、上の方の丸印がプレジャーボート、バツ印の点線が漁船ということで、プレジャーボートと漁船の隻数が多うございます。

一方、遊漁船が一番下の方で米印ですが、低位でございますが、ちょっと見づらいので数字で御説明します。下の表の上から5行目に遊漁船がありますが、施行時の15年は90隻ございました。16年は143隻にふえました。台風は平均3個上陸するんですが、16年は10の台風が上陸したということで、ちょっと異常年ということでふえたと解釈されています。その後やや減少をたどりまして、19年は、今年1月に速報値が出まして、79隻ということ

で減少傾向になっております。

次のページをお願いします。次は検討会の設置要領でございますが、これは御説明しましたので省略いたします。

次のページをお願いします。委員名簿をお開きいただきたいんですが、13名の委員をお願いしております。内訳は遊漁船業者が3名、利用客である、釣り人が2名でございますが、2名の中の1名は本分科会の来田特別委員をお願いしております。それから、遊漁船の関係から言いますと、8割が漁業者との兼業ということもありますし、同じ海面を利用するというので、漁業関係者の方にも2名加わっていただいております。1名は本分科会の宮原委員をお願いしております。それから、登録の実施主体である都道府県が2名、学識経験者の方が2名、マスコミの方が1名、日本海難防止協会の方の1名の13名で検討をしていただくことになっております。

なお、改正法を検討した13年のときにも、水産庁にこのような関係者の検討会を設けておりまして、今の13名の方の中で7名が、その改正法を検討された方々が入っていただいております。

次のページをお願いします。全体のスケジュール(案)でございますが、一番上のコラムで見直しの検討ということで、昨年7月に都道府県に施行状況のアンケートをしております。10月には全国5ブロックに分けて、県の担当者、遊漁船業者、利用客である釣り人との意見交換を行ってございまして、第1回の検討会を本年2月に立ち上げまして、4月、6月の3回ぐらいで意見を取りまとめでいただきたいと思いますと考えております。その後、法改正があれば、必要な手続をとっていくことになります。

水産政策審議会の資源管理分科会の方には、本日、検討会の設置の御報告をさせていただいておりますが、7月ぐらいに意見が取りまとまりましたら、協議事項として御相談を考えてございます。

それから、この法律に関わること以外に大きな検討事項等ができた場合は、海面利用中央協議会のようなもので別途また検討していきたいということ、必要に応じて、考えていくということでございます。

説明は以上でございます。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

T A Cに関する状況等の報告について

櫻本分科会長 特段御意見、御質問がなければ、次に「T A Cに関する状況等の報告について」御報告をお願いします。

内海資源管理推進室長 資源管理推進室長の内海でございます。私の方から、T A Cを取り巻く最近の状況、それから、以前この資源管理分科会で御指摘をいただきました、我が国周辺におけるクロマグロの資源利用の問題に関する検討経緯について御報告させていただきたいと存じます。

まずT A C関連でございますが、T A Cについて暦年で管理しているT A C数量、この消化状況については、例年3月ごろの水政審資源管理分科会で御報告を行っているところであります。ただ、前回の分科会におきまして、委員各位から活発な議論をちょうだいしましたさんまのT A Cの消化状況について、それから、まいわしの19年のT A Cの消化状況について御報告をさせていただきたいと存じます。

まず、さんまの19年T A Cの増枠については、前回11月の分科会で答申をいただきまして、具体的には11月いっぱいの操業、水揚げの確保、それから、ミール向け等餌量向けの需要を踏まえて、大臣管理分を30万トンに増枠するなどの内容でT A Cを改定いたしました。また、その折、期中の改定でもあるので、よく関係者の理解を得た中で対応すべきという意見もちょうだいしたところであります。

11月の分科会以降、このさんまT A Cにつきましましては、漁業者の方々、加工・流通業者の方々、その他の関係者の方々による度重なる議論を踏まえてその利用が行われたわけですが、結果としては、大臣分の採捕量はT A C 30万トンに対して約27万トン、道県分も合わせると全体のT A C 39万6,000トンに対して、約29万トンの採捕量となっております。この数量は、前年の採捕量24万トンから約5万トン程度増加した数量になっております。

なお、19年のT A Cが期中の改定を行ったということで、この点についても関係者の方々からさまざまな指摘をいただいております。20年T A Cの取り扱いに関しては、これも今漁期開始前までに関係者の方々とは十分な話し合いを行うべきと考えるところであります。

それからもう1点、まいわしの19年T A Cの消化状況について御報告申し上げます。まいわしのT A Cについては、これも暦年で管理しております。平成19年については全体数量が6万トンで、このうち大臣管理分については4万3,000トンの配分を行っております

が、都道府県分については漁場形成が極めて不安定である。それから、まいわしについては混獲による採捕が多いということで、県別の数量配分は難しいという判断のもと、管理は計画上の表記を「若干」という名称にして、都道府県枠全体での管理を行ってきたところであります。

まいわしのT A Cにつきまして、今般一部の業界紙で報道がありましたが、12月末までの速報値で6,000トンほどT A Cを超過した状況にあります。このT A Cの超過は、都道府県の採捕が大きかったために生じた事態でありまして、都道府県の採捕数量の伸びに伴い、当方から採捕の抑制等の要請も行ってきておりましたが、採捕量の多かった漁業種類が定置網、あるいは中・小型のまき網であります。定置網は、固定漁具であるので、なかなか入網を防ぐのが難しい。それから、まき網については、実はうるめいわし、かたくちの混獲で採捕が行われてきたということで、まいわしだけの採捕を防ぐことが技術的に難しかったということで、こういう数量になったものであります。

まいわしのように、資源が海洋環境等で急激に変動して、しかも混獲による漁獲が少なからず見込まれる魚種のT A C管理は、非常に難しいということで苦慮しているところがあります。ただ、こうした事態も含めて、次に申し上げます規制改革会議からの指摘に対する対応の中で、今後の適切な管理のあり方を検討してみたいと考えているところであります。

それから、次に規制改革会議の指摘について御説明をしたいと思います。資料5に若干中身をまとめております。1枚めくっていただきますと、規制改革会議の答申の資源管理関係事項について記載しております。

内閣府に設置されている規制改革会議においては、昨年12月に、規制改革推進のための第2次答申が行われました。資源管理のあり方についても幾つかの指摘をいただいております。指摘の内容については、今申し上げました資料の中に答申の抜粋を記載しておりますが、T A C設定の厳正化、決定プロセスの透明化、あるいはT A C設定魚種の拡大、I Q、I T Q制度の検討などという内容になっております。

このうちT A C設定魚種の追加とか、I Q方式の検討については、既に昨年3月に策定された水産基本計画にも盛り込まれており、今後検討を本格化していく予定としております。規制改革会議からの答申についても、そういう中であわせて考慮することを考えておりますが、こういった内容は、当資源管理分科会で御検討いただいておりますT A C等に関連するものでもあることですから、今後の検討内容等については、当分科会にも御報告

をしつつ進めてまいりたいと考えておるところであります。

それから、最後に、我が国周辺クロマグロ資源の利用に関する中間取りまとめについてであります。我が国周辺クロマグロの資源利用については、昨年2月の資源管理分科会におきまして、櫻本委員長から指摘をいただいております。これに対して関係者による話し合いの場を設定して、水産庁として検討を行うという説明をさせていただいていたところではありますが、昨年8月31日に開催された第1回の検討会を皮切りに、沿岸漁業、沖合漁業、養殖業の関係の方々や都道府県等に参加いただきまして、資源管理及び資源の合理的利用のあり方を中心に議論を重ねてきたところでもあります。

今般これらの議論を踏まえまして、12月に開催した検討会において、資料5に添付しているような中間取りまとめを行いましたので、本分科会に御報告を申し上げる次第であります。

なお、本中間取りまとめは、既に昨年の段階で委員各位に送付させていただきましたことから、既にごらんいただいたものと存じますが、基本的には沿岸、沖合、養殖の各漁業分野からデータを提出していただき、これに基づいて資源の状況、漁業の状況をしっかり把握していくとともに、今後本検討会の体制を維持しつつ、クロマグロに関連した情勢等について情報交換、意見交換を行っていくこととしているものであります。

以上4点、資源管理関係について御報告を申し上げます。ありがとうございました。

櫻本分科会長 さんま、まいわしの漁獲状況について、それから規制改革会議からの答申について、それから我が国周辺のクロマグロ資源の利用に関する中間取りまとめ、3点の御報告がありましたが、御質問、御意見があればお願いします。

保田委員お願いします。

保田特別委員 全さんまの保田と申します。昨年11月12日には、漁期中の見直しということで増枠が皆様に認められまして、事業がスタートしたわけでございますが、先ほど室長の方から御報告がありましたように、漁業者、加工・流通業者、その他関係の方々からいろいろな問題が出まして、結局は30万トンという数字を消化し切れず、大臣管理27万トン、トータルで30万トン弱という結果に終わったわけでございます。

本年のT A C数量は現在のところ30万トンという形で推移すると思っておりますが、このT A Cの数量に関して、昨年よりもことしのA B Cが非常に大きな数字になって、30万トンという数字になっているというのが現在で、今いろいろな資料を見せていただきますと、A B CがT A Cを下回っているのに、T A Cの方が数字が多くなる傾向が、すけそうに関し

でも言えるわけです。A B Cがあって初めてT A Cが設定されるはずなのに、A B Cを上回るT A C数量が提示されている。

単純に消費者等に見せると、これでは管理にならないじゃないかというふうに見られる可能性もあると思うんです。先ほど皆様から話が出ているように、皆さんが納得するためにはその辺の部分をちゃんと説明していかないと、完全に逆転して、そして資源管理すること自体が非常に難しいんじゃないか。数字だけ見ると。4,000トンのA B Cの中で、2万トンのT A Cが設定されるとかそういう部分からいくと、本当に資源管理、単純に数字だけを見せられた場合には、これはどういうことなんだろうという形になって。A B Cがあって、そのA B Cを上回らない形でのT A C設定がされていくということが、一番わかりやすい管理をされているという見方だと思うんです。その辺の部分をしっかりわかりやすいように、先ほど言ったように漁業者の生活が第一だからこうだったんじゃない、違う部分で説明する責任があるんじゃないかと私は思うんです。

それと先ほど山田委員さんの方から、昨年度のさんまのいろいろな混乱を生じた中で、各先生、政治家の方たちが動くことによって、分離できない非常に悪い状況になってしまった。片方の一方的な話だけを聞いて、片一方の話は聞かない。聞かない中で進んでしまっている部分が多々あったように思われるんです。だから、これはそういう者が介入するところなことにならないと思うんです。お互いに生産者、流通・加工業者の話し合いの中でやっていけばいいんですが、そうじゃない形の中で動かれると、非常に面倒な部分が出てくるんじゃないかと本当に実感した昨年でございました。

また、さんまの場合でも、手前みそですが漁期は12月31日までであるわけですが、11月末で終了せざるを得なかった部分もよくよく考えると、本年度十分考えながら、漁期をマウンドに使う30万トンの数字を我々は利用していかなければいけないと。先ほどから平準化という、すけそうの場合でもありました。平準化というのは非常に難しい。我々は承認漁業時代から、生産調整組合時代から、平準化というのは非常に難しい部分があるんです。ずっと我々はそれで苦労してきた部分があるんです。平準化するための漁業者の理解、それと加工・流通業者の理解を得なければ、なかなか平準化というのは難しい部分があると思います。我々は長い時間かけてやっても、完璧な平準化はなかなかできないのが現状であるということを伝えておきたいと思います。

以上でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

T A C 設定に関して、A B C を超えた T A C の設定が現実的に行われていて、それはかなり問題ではないかと。説明するときに、かなりそれでは難しいだろうということで、そういう点の指摘が1点ありました。それから、実際に T A C を運用していくときに、外部からの圧力ですね。例えば政治家の圧力があって、正しく管理していく妨げになっているのではないかという指摘がありました。もう1つは、実際の操業の面で、平準化してとるとするのは非常に難しいという御指摘があったんですが、その3点に対してお願いします。

木實谷管理課長 第1点目の T A C と A B C の乖離の問題ですけれども、これも先ほど来何度か御説明しているところでございます。A B C と一口に言いましても、現在は研究者の方から、1つの A B C という形で提示していただいて、それをもとに物を考えておりますけれども、実際その資源を管理する上では、回復のシナリオ。中期的管理方針でも、漁業経営を勘案して、回復のスピードを調整するという言葉がございましてけれども、そういったものを勘案して T A C を決めているわけでございます。

したがって、我々は A B C なり資源研究者の資源評価をもとにして、漁業関係者と協議を繰り返して T A C を設定してきているわけで、その辺は御理解賜りたいと思います。これは一律に、仮に T A C とイコール A B C ということになれば、漁業経営に急激な影響がある。資源回復にとっては好ましい状況もあるかもしれませんが、資源が回復する前に漁業経営が倒れても意味はない。スピードを調整しながらその兼ね合いを見て、T A C を設定して資源回復を図るということかと思えます。

逆に言えば例えばさんまの例ですと、A B C は100万トンくらい平成20年はあるわけでございます。しかし漁業の経営の状況、あるいは流通の状況、需給を見て39万トンくらいに抑えているわけでございます。これを一律にイコールにしまうと、いろいろなところに影響が出るのではないかと考える次第でございまして。

それから、今年のすけとうだらの T A C について、何か外部から圧力があつたのではないかとのお話でしたが、そういったことは全くございません。すけとうだらの T A C について、道南の方で1月早々にも枠がなくなってしまうので、何とかしてほしいと漁業者サイドから要望がございました。私どもとしても担当室長が北海道にも行き、漁業者との会議を繰り返して、そして今年度19年度については、資源が特段大きくなったということではないということで我慢していただき、20年の T A C についてはまた改めて協議して、漁獲の平準化等のためにもこの程度はやむを得ないだろうということで、今日の諮問に至っているものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、3点目の、平準化が難しいというのは、実際にはまさにそのとおりでございます。ただ、今年度のようなことがあってはいけないということで、北海道の方で管理計画をつくってもらうことにしたいと考えているところでございます。また御指導いただきたいと思っております。

櫻本分科会長 保田委員、よろしいでしょうか。

ほかに。宮原委員お願いします。

宮原委員 規制改革の方もよろしいでしょうか。

櫻本分科会長 はい。

宮原委員 規制改革の第2次答申を読ませていただいて、これに反論しなくなったのでちょっと発言させていただきます。

まず今まで御議論いただいたA B Cの問題に関連するんですが、科学的根拠の尊重による資源管理を徹底しと。科学的根拠の尊重という、ここでは美しい言葉で書いてあるわけですが、A B Cは極めて科学的にやっていらっしゃると思うんです。研究の御努力もいろいろやっていただいているけれども、自然界への変動というのは、またそれを超えるものがあるのではないかと私は思うわけでございます。必ずしもA B Cとその魚種の変動が律し切れなれないかと思っておりますので、このことですべてを律するという事は難しいのではないかとまず思います。

それから、(イ)の方のT A C設定魚種の拡大でございますが、すけそうの話にしても、さんまの話にしても、大変関係者の御努力をいただいているわけで、この作業は大変作業量も多いわけでございます。拡大についてはあえて反対するつもりはございませんが、それよりも、資源回復計画の方での成果の方が私は高いと思っておりますので、T A C対象魚種をふやすよりも、資源回復計画での成果というものを、この規制改革会議にも理解してもらうようにしていただきたいと思っております。

また、(ウ)のT A Cの厳守に向けた合理的操業モデルの樹立。いずれも20年以内に措置しろということでございますけれども、ここで書かれている合理的操業モデルがよくわからないんです。こういったことを検討すること自体は悪いと思いませんが、日本の資源管理は極めてきめが細かいと思っております。入りの規制があり、そして出口の規制がある。こういった実態をよく規制改革の方に言い込んでおいてほしいと思っております。私も規制改革のメンバーに2人ほどお会いしたことがありますが、漁業のことについては全くの素

人、また専門家もかつてはいなかったけど今は1人いるという状況で、水産の分野については極めて弱いと思っております。こちらから発信していくことも重要かと思っておりますので、水産庁の努力をお願い申し上げる次第でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

A B Cを設定するときには必ず不確実性がある。それがあってもかかわらず、それで律するというのは問題ではないかという御指摘。それから、T A Cの対象魚種をふやすよりも、資源復計画の成果をもう少し規制改革会議の方々に理解してもらった方がいいのではないかという御指摘。それから、合理的な操業モデルについても、日本の実際の漁業の実情をもう少し規制改革会議の人に知っていただく努力をすべきではないかという御指摘をいただいたと思っておりますが、いかがでしょうか。

木實谷管理課長 これについては先ほど室長の方から説明しましたとおり、水産基本計画の中でもT A C魚種の拡大ですとか、I Q制度の導入について検討していくことにしております。ことし4月ぐらいから検討を本格化していこうと考えているところでございます。そうした中でこうした規制改革会議の答申もいただきましたので、そうした観点からの検討もあわせて加えていきたいと思っております。

宮原委員から指摘がございました科学的根拠の尊重というところで、恐らくA B Cがひとり歩きしているのではないかという議論かと思っておりますが、これについても、答申でもA B Cという表現はされておられません、生物学的に計算される漁獲許容水準ということでございまして、これは必ずしもA B Cにはこだわらない。資源の必要な回復スピードに応じて、いろいろな漁獲許容水準はあり得るという前提になっているわけでございます。いずれにしても、そういった数字とT A Cが余り乖離が大きいといろいろな誤解も生ずるところでございますので、そのあたりをどう考えていくかというのが今後の検討課題と考えております。

それから、T A C魚種の拡大についても、これも資源回復計画でやった方がいいというお話でございました。我々もむやみにT A C魚種を拡大するのがいいと考えているわけではございませんで、それぞれの魚種の特성에応じて、どういった資源の管理方策がいいのか、あるいは資源回復計画でやるのがいいのか、そういったところをきめ細かく検討してまいりたいと考えております。

それから、合理的操業モデルの話でございしますが、これは既に現在、平成20年の予算の政府原案の中に、こういう合理的操業モデルの樹立が一部入っております、これは当面

まき網でのさばを念頭に置いておりますが、漁業者がいつの時期に、どういう魚種をとって、組み合わせて年間の操業を確保していくのが一番合理的なのか、そういったモデルをつくっていこうというものであって、この辺はそういった意味では20年の措置というのが既に予算で措置されていると考えております。

それから、I Qについても、水産基本計画に既にかかれていたところでございますし、昨年は日本海のべにずわいがにでも、このT A C法とは違いますが、I Qという形をやっております。今後、もちろんI Q方式には御存じのとおりメリット、デメリットがございますので、そのメリットを生かせるような導入の仕方はどういうのがあるのか、そういったあたりを検討してまいりたいと思っております。いずれにしても、また皆様の御指導を得ながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

櫻本分科会長 ほかに御意見ございますか。須能委員お願いします。

須能特別委員 しつこいようですが、また同じことなんですけれども、A B CのAのAcceptableとT A CのAのAllowableの違いが、日本語上変わらずに進めていると思うんです。その辺がすべての議論の矛盾といいますか、ずれのままきているんですね。その辺をもっと適切な日本語で。このAcceptableというのは、もっとリシーブという別な英語で言えばその程度のもので、資源の変動の値を見るための、自然界ではどのように見るがという程度のもので、このAllowableというのは、別な英語にすればPermitで許可的な意味なんです。それだから今経営の問題とか何かが入ってくるので、その辺の本当の原語的な意味を、的確な日本語にして的確に説明しないと、日本語にただ許容されるとか容認されると言う、同じレベルですから、今言うようなA B Cより超えたT A Cなんてあり得ないという話になるんです。ですからその辺我々も民間人として、そういう適切な言葉を別な産業の言葉として提案したいと思っておりますので、先ほど言った話でぜひ公の場で議論してほしい。

それと科学者が出した数字を我々はなぜ納得しないかということ、科学者は現場に来ません。ですから、現場も知らない人の言った数値を、だれも信用していない。かつての研究者は現場に来ていました。ですから、尊敬される立場の人が言うのであれば納得性があるんです。そういうような本質的なところをまず我々関係者でしっかりしない限り、いろいろなところからいろいろな意見を言われたときに、我々みずから我々の立場を主張できないわけです。

先ほど、いろいろな会を開いてくださいというのはそういう意味で。例えばT A Cにつ

いても、魚種ごとに漁業の状態が違うんですから。さんまの場合、すけそうの場合いろいろあって、その管理の仕方の他の漁業の参考を大いにしましょうと。ですから、すけそうだったらすぐ沖底だけで対象の議論をするのではなくて、いろいろな漁業者、いろいろな人のアイデアを入ると、もっといい方法があるんです。広く情報を集めるという意味で、ぜひとも大きな町でいいですからやっていただきたい。

特に私は強調したいのは、この漁業法、T A Cがすべて外国語で来ているやつ。I QにしるI T Qでもいいんですけども、それを単なる言葉を置き換えたものでやるんじゃなくて、それを日本の文化になじむ、正確な日本語だったら何なんだと。そういうようにして、言っている意味が少々長くても結構ですから、的確になるようなところに知恵を絞って言わない限り、わかっている人は英語の概念が頭に入っていて理解できるんですけども、それを言われた人たちは、だれも理解できないと思います。そういうことで、ぜひ新しい年度に入っているいろいろと問題、外圧もあると思いますけれども、それをいい機会にぜひ進めていただきたいと思います。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

私も後でちょっと触れたいと思うんですが、A B CとかT A Cの定義が実は不十分であるということだと思んですが、あとT A Cを設定する研究者の姿勢の問題も、私は耳の痛いことですが現場に来ないとか、それから、T A Cを設定するときにもっといろいろな人の意見を聞くべきだとか、非常に重要なポイントを御指摘いただきましたが、回答としてはどうでしょうか。

木實谷管理課長 先ほども説明しましたが、今御意見いただきましたのもA B Cがひとり歩きしているということだろうと思っております。言葉につきましても、確かにどういう言葉がいいのかどうか。規制改革会議の答申では、A B Cに変えて、生物学的に計算される漁獲許容水準という言葉にしてもらったわけですが、必ずしもこれでも今須能委員指摘のようなニュアンスが出ているかどうか分からない。

今後、先ほど申しましたように水産庁内でT A CとA B Cの関係、あるいはI Q、T A C魚種といったものを検討していくということでございますので、そういった中で御指摘の観点も含めて考えていきたいと思っております。その検討状況については、当資源管理分科会にも逐次御報告させていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いしたいと思います。

櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見。

小田漁場資源課長 資源評価を担当しております漁場資源課長の小田でございます。今御指摘のとおり、研究者が現場の感覚、研究者の評価とずれているという御指摘を受けるんですけども、資源評価は毎年9月に、全国評価会議という形でまとめをやりましても、その前段階で各ブロック会議とか魚種別の検討会という格好で、その研究者が集まるだけではなくて、それに漁業団体の方にも出ていただいて、できるだけその辺のマッチングをするという形でやっているわけです。

あと今の御議論にありますように、ABCという数字になるとそれがひとり歩きしてしまうんですけども、ABCの数字の時点で、現在その魚種が低水準にあるとか、どのぐらいの感覚で。ABCを決めたら、もう来年越えたら、来年はすぐその魚種がとれなくなるという話ではなくて、何年先を目指して回復させるのか、どういうシナリオで回復させるのか。だから、現状の認識とかその辺の回復シナリオ、その辺のところについてABCの数字だけではなくて、その辺のところについて漁業団体なり関係者に御理解をいただくということ。

我々の方としても、ABCがひとり歩きするのではなくて、TACとABCの乖離だけが問題ではなくて、現状の漁業資源がどんな状況にあるのか、何年ぐらいかかって漁業と折り合いながら回復させたいのか、その辺のことについて共通認識を持てるような格好で来年以降も進めたいと思います。また具体的にどういうふうな会議を持つかということも検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

櫻本分科会長 今村委員お願いします。

今村特別委員 一般的なことになりましても、御存じのとおり、世界中魚の争奪戦になって、資源も相当危ないのは世界的にも多い。国内も水産業の衰退がとまっていな。そういう中で国産の生産力増強とかいろいろな手を打ち始められているんですが、実は私も内閣府の規制改革会議に一回ヒアリングに行きましたら、本当かどうか知りませんが、農業は長年オンザテーブルになってやっているけれども、林業と水産業が初めてテーブルに問題点が乗ったと。それは真偽のほどはわからないんですが、やはり林業とか水産業が国全体の問題から、国民全体でとらえるにはちょっと取り扱いがおくれているのかなと。

これは政官民が一緒になってということでしょうけど、やはり説明責任とか、わかりやすい仕組みとか。こういう水産政策審議会も、一般紙とかできるだけ広報をやって、最終的には仕組みなり予算なり、それで日本の水産業の再生がスピードアップされるとか、そ

れから沿岸、沖合、遠洋ともに、国民に。今は世界中で危ないものもいっぱいありますから、だから安心・安全ということになると、国内の生産力とか加工・流通というものを全体的に周辺事業も含めて強化していくということでしょうけれども、そういうふうに進みつつあるんですが、あとスピードの問題と、やはり一般の国民の人に我々業界は宣伝が足りないんじゃないか。今言った言葉の問題等も含めて、わかりやすく簡明に継続して、これは一般紙も含めて国民に、今の水産業はこういう問題を抱えてこういうことで、こういうことだという資源管理も含めて。広報活動というのは、役所も民の大水はじめいろいろやっているんですけど、もうちょっと一般の消費者、国民がわかるような広報活動を続けていって、日本の水産業が再生のスピードアップを図れるようにする。

この水産政策審議会のきょうのような議論も、どこか何か一般紙かわかりませんが、オープンにして、そのときにわかりやすい言葉で消費者がわかるように。そういうことがいずれ国産の水産業の評価につながるのではないかと。もともと日本人は外交も含めてPRがへたなんでしょうけど、ただこれは今大変な時期にあるし、石油も高騰しているし、資源は世界的にも争奪戦になっていますから、日本なんかは魚も買い負けているような状況ですから、この現状の深刻さをちゃんと消費者にわかるように。それを継続して広報していく仕組みを、もうちょっと大水とかばらばらじゃなくて、こういう審議会も何かまとまったものを継続して一般紙にも。お金もいるんでしょうけど、これは何らかの格好で役所も民も出し合うとか、知恵はあると思うんです。ちょっと一般的なことですけれども、申し上げました。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

中田委員、済みませんちょっと飛ばしてしまいましたけど、これに関連することですか。

中田特別委員 T A C のことです。

櫻本分科会長 わかりました。

今広報活動をもう少しシステムテックにやっていくべきではないかという御意見をいただいたんですが、その前にT A C のことでお話を伺いましょうか。

中田特別委員 皆さんそれぞれごもっともな御意見なんでございますけれども、このT A C 制度ができたのがたしか平成6年か7年ぐらいだと思います。もう十四、五年ぐらいたっているんです。かつて国内の水産もピークは1,280万トンですか。今は50万トンぐらいになってきたということで、4割ぐらい減っている。要するにずっと右肩下がりで下がってきている。そのためにT A C を設けたんでしょうけれども、現状はT A C を設けても

これは効果がないという状況ですね。ということは、T A C 制度は効いていないということとも言えるのではないかと。

簡単に言うと、もう少しT A C 制度の見直しというか、先ほどいろいろ御意見がありましたけれども、A B C の数値をどう見るかとか、こういうものも含めてもう一回制度の見直しをすべきじゃないかと思います。このまま行くともっともっと下がってくる。下がってきて、だれがどうなんだ、だれが責任というのもおかしいかもしれないですけども、だれが責任を持つんだと言っても、だれも持たない。漁業者の方もどんどん減っていくから、どんどん減ってきていますよね。たしか100万人ぐらいいたのが今20万人ぐらいで、5分の1ぐらいに減ってきている。黙ってどんどん減らざるを得ないということです。

これは漁業者、とる人だけの問題でなくて、私なんかは加工・流通の方なんですけど、これも大きな影響があるわけです。我々魚を扱っている者は、魚がなくなると干上がってしまうわけです。それから、消費者だって魚を消費している。高くなる。食べられなくなるということです。国民全体に魚の需要は大きな問題になってくるので、一漁業者だけの問題ではないと思うので、もっともっと回復させるというか、ふやすための大きな問題だと思うんです。これは国の方でしっかりとした考えを持って、回復計画に臨むべきではないかと思っております。

以上です。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

T A C 制度もそろそろ見直す時期にきているのではないかという御意見ですが、いかがでしょうか。

木實谷管理課長 ただいまの今村委員、中田委員からT A C 制度について御意見をいただいたわけでございます。中田委員から御説明がございましたけど、このT A C 制度、法律は平成8年にできまして、実際T A C の運用を開始したのが平成9年の分からでございます。これで10年を経過しているわけでございます。

そうした中で、確かに資源管理を取り巻くいろいろな環境も変わってまいりました。特に御指摘の国民的な関心が高まっているという点では、非常に大きく変わってきたんだろうと思っております。正直言いまして、これは平成8年に法律ができたときには、日本が国連海洋法条約に加盟して、排他的経済水域を日本も設定する。それには国連海洋法条約でT A C の設定が義務づけられているということで、これはやらざるを得ないということで始めたわけでございます。

そういったことで当初は、むしろ外国漁船を規制したいとかそういった動機で始まったという経緯がございますが、これだけ資源の管理、あるいは国民的な関心が高まっておりますので、ここらあたりで一つ見直して、現在の状況に合った資源管理にしていくのが非常に重要なことだろうと思っています。そういった意味で先ほど来説明しておりますけれども、水産庁内でも改めて議論を開始しようとしているところでございます。そうした中でこうした規制改革会議の答申もございましたので、その辺も踏まえてやっていきたいと思っております。

それから、広報活動という点ですけれども、資源管理がそういう国民的な関心が高まるということは、一方で我々担当する人間にとってはうれしい面もあるわけでございますが、いろいろな誤解も生じているということで、今後こういった形で広報していけばいいか。ちなみに、この資源管理分科会も実は公開の会議でございますけれども、恐らく一般紙の方は見えていないのではないかと思います。今後そういった形で、世の中にどうやってこういう資源管理をやっているということも広報していくか、非常に大事な観点だと思しますので、そういったところもあわせて今後検討してまいりたいと思います。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。森川委員お願いします。

森川委員 済みません、私も一般的なことで難しいことはわからないんですけれども、お話しさせていただきたいと思います。自然界が津波や地震があって、そして福井の方にも大きなクラゲがやってきたりということで、そういう面から見ると何が影響しているのかなと思います。地球温暖化のことが少しは影響があるんでしょうか。そういうことになりますと、一人一人の国民がもう少し考えてやっていくことが大切なんじゃないかと思えます。

今漁師さんたちが、やはり魚がとれないというふうにここずっと言っていると思います。でも、海へ上がる外国の漂着物とかそういうのを身近で見ているのが漁師さんですし、そして掃除をして守っているのも漁師さんたち、海難事故のときなんかもすぐ駆けつけるのは地元の漁師さん、日本の浜を守ってくれていると思います。その漁師さんたちも高齢化したり、魚がとれない。漁獲高が上がればまた後継者もできると思います。

私は地球温暖化からくる水温の上昇なんかがあって、魚にも影響があるんじゃないかと思うんです。そのエネルギーのことを考えますと、浜の近くとか田舎だけで考えているよりも、都会の方たちにもっと考えていただいて。電気を使ったりするのは都会の方たちの

方が多いんじゃないかと思います。人口も全然違うので。環境のことを一人一人の国民が考えるようになっていただきたいと思います。小さいことでもみんなが取り組んでいくようになると、大きな力になるかなと思います。

買い物袋の持参運動なんかに関心を持って、そうすると地球を大切にすることにもつながっていくかなと思います。それぞれの浜に合った資源管理も考えていただきたいと思います。また、浜の漁師さんたちの声を聞いてあげてほしいなと思います。魅力ある漁業になるように多方面から考えていってほしいなと思います。

櫻本分科会長 広い範囲からいろいろ御意見をいただきました。

木實谷管理課長 資源状況の把握の中で、地球温暖化の種々の影響も出ているのかなと思います。ここらあたりは研究者の方でも情報収集して対応していただいていると思っております。それから、環境に対する国民的関心への対応でございますが、これについても漁業関係でも、いろいろなところでいろいろな関係があるわけでございます。今後それぞれの担当分野で考えて対応していきたいと思っております。

櫻本分科会長 森川委員よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますでしょうか。

なければ、そろそろ議論はこれぐらいにしたいと思うんですが、私の方からちょっと2～3分時間をいただいてよろしいでしょうか。実は前回この委員会で発言させていただこうと思ったんですが、ちょっと時間がなかったもので控えさせていただいたんですが、きょうの議論とも関係しますし、少し時間をいただいて発言させていただきたいと思います。

先ほどから議論になっておりますけれども、TAC制度が始まって12年目になるわけですね。TAC制度というのは、もともと日本の管理とは大きく異なる出口規制ということであったために、当初は大変混乱したということだと思います。ただ、関係各位の御努力によりまして、システムとしてはかなり洗練されたものになってきたと私は理解しています。

しかしその一方で、先ほどからも議論になっておりますように、資源管理という面からは批判が多く、また漁業者の方からも不満は少ないとは言えないというのが現状だと思います。特に最近では、TAC制度が資源の管理に有効に機能していない等の批判が出ておりまして、水産政策審議会の資源管理分科会としても、これは真摯に受けとめて、説明責任を果たす必要があると私は考えております。

このような観点から、11年間TACによる管理を実施してきた現状をもとにして、早急

にTAC制度の見直しを行って、TAC制度の改善を試みるべきであるという御提案をしようとは私は思ったわけでありませう。TAC制度が資源の管理には有効に機能していないという批判の根拠としては、先ほど来から挙がっておりますように、TACがABCよりかなり大きく設定されてしまうという点がよく取り上げられています。まさに本日のすけとうだらのTACもそうなったわけでありませうけれども、このような状況をどういうふうに対処していけばいいのかということを実際に考えなければならない時期にきていると私も思っております。

これらの点に関して私の個人的な意見として、3点を指摘させていただきたいと思ひます。1つには、実際にABCイコールTACを実現するとしても、テクニカルな問題として、ABCよりも大きなTACを設定する必要がある場合もあるというのが第1点です。これについては過去11年間、実際にTACを運用してきたわけでありませうから、そのデータを分析すれば、どうなっているかというのはすぐにわかるだろうと思ひます。ぜひこういうことをやるべきだというのは第1点目でありませう。

それから、第2点目は、先ほどから出ておりますABCの定義の問題です。唯一のABCの値が、あたかも絶対的なもののごとくに解釈されて、TACがABCより大きいことが、すぐ乱獲であるという理解が一般にはされるんですが、ABCはあくまでも人間が定義するものでありませうして、定義によっては変わり得るものだという理解が必要だと私は考えています。

これについては、ABC算定に関する外部有識者会議というものがありませうして、私もそのメンバーなんですが、従来から検討されてきた課題です。ただ、その会議の中でも合意が得られていないのが現状でありませうして、早急に再検討して、みんなが合意できるようなものに再定義する必要があると私は考えています。

第3は、まいわしやまさば等については、関係各位の御努力もさることながら、資源の管理に成功したとは言えないというのが現状だと私は思ひます。これについては批判を真摯に受けとめる必要がありますが、しかしその大きな原因の一つとして、先ほど述べたABCの定義のあいまいさ等の制度上にも問題がなかったとは言ひ切れないと私は思ひます。それらをきちっと整理した上で、初めて厳格な資源管理が可能になると私は考えております。

期中改定の問題も、これはしっかりとルールづくりをしてやらないと、確かなに崩壊してしまうところがあると思ひますので、これについてもしっかりと検討していただ

きたいと考えています。先ほどからかなりそういう要望が出ておりますが、私としてもそういう意味では全く同じ立場にありまして、早急にそういう検討をして、T A C制度の改善を図るべきだと思っております。

ただ、聞くところによりますと、既に水産庁の内部ではこのような事柄について活発に議論されているということですし、また、上記に述べたA B C算定に関する外部有識者会議や、場合によってはそれとは別の検討会を設けて、年度内をめどに何らかの結論を出す方向で検討されていることを伺っておりますので、私が特別発言する必要はないかもしれませんが、むしろそういう会議でしっかりした成果が出るようお願いしたいということで、今回発言させていただきました。

以上でございます。

木實谷管理課長 ありがとうございます。

ただいまの指摘いただきました3点も含めて、今後T A C制度の運用改善等についても検討を進めたいと思いますけれども、ただ、櫻本会長言われました中で、今年度をめどにと当初はそういった予定もございましたけれども、規制改革会議の答申もございましたので、もう少し本格的に検討する必要があるだろうと思っております。

したがって、20年度も含めてT A Cの運用の改善、あるいはT A C魚種の追加、I Q方式の検討については、むしろ4月以降が中心になるかと思えますけれども、従来考えていたよりは、もう少し大掛かりに検討していきたいと考えておりますので、またその状況については当分科会にも報告しつつやっていきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

櫻本分科会長 それでは、2時間近くになりましたのでそろそろ議論を閉めたいと思いますが、特段、何かございましたらお伺いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、きょうの議題については終了したということにしたいと思います。

(その他)

櫻本分科会長 事務局から何かございますか。

木實谷管理課長 次回の資源管理分科会につきましては、皆様に先に御案内しておりますけれども、3月7日に、農林水産省7階講堂で開催させていただきたいと思っております。委

員の皆様には御多忙中のところ御足労をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

櫻本分科会長 次回は3月7日ということでございます。またよろしくお願いいたします。

きょうはどうも活発な議論をありがとうございました。これで閉会します。

閉 会

答 申 書

1 9 水 審 第 3 3 号

平成 2 0 年 2 月 4 日

農林水産大臣

若林 正俊 殿

水産政策審議会

会 長 山 内 皓 平

平成 2 0 年 2 月 4 日に開催された水産政策審議会第 3 5 回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 1 3 5 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を
改正する省令案について

諮問第 1 3 6 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7
項の規定に基づく基本計画の検討等について